

令和8年度 第31回「ときめき作品展」出展規格

- ・平面作品は、額装又はパネル張り等、展示に必要な装丁とします。
- ・ただし、ガラスは不可、アクリルは可。既製品の塗り絵、パズル、プラモデルは不可。

部門	サイズ・額装・注意点など
絵画の部	①40号（100.0cm×80.3cm）以内。 ②油絵・水彩・素描・版画・パステル等の平面作品。 ③作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
工芸の部	①平面作品 … 40号（100.0cm×80.3cm）以内。 ②立体作品 … 一辺が60cm以内。 ③壁面に飾る場合は、作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
写真の部	①六切（20.3cm×25.4cm）又はA4（21.0cm×29.7cm）から全紙（45.7cm×56.0cm）までの単写真。 ②カラー・モノクロの別、フィルム・デジタルの別は問いません。 ③作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
書の部	①額装・枠装もの … 170cm×55cm以内 又は 91cm×91cm以内。 ②掛け軸等 … 出来上がり寸法が212cm×55cm以内で、縦型のみ。 ③作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。
陶芸の部	①一辺が50cm以内の陶器・磁器。 ②展示上、不安定な作品にならないようご注意ください。
合作の部	①2人以上の合同作品。 ②作品の種別に応じて、各部門の規格に準じる。 ※ただし、「工芸」に分類されるもので、平面上に造形物を付加するものについては40号（100.0cm×80.3cm）以内の平面で、高さ（厚さ）は15cm以内のものも可とする。 ③壁面に飾る場合は、作品をしっかり固定し、必ず吊りひもをつけること。